

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法期限延長を求める意見書

「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」(以下、ホームレス自立支援法)は、自立の意思がありながら、都市公園や河川などで日常生活を営むことを余儀なくされた人々に対する日本初の法律で、自立支援が国と自治体の責務であることやホームレスの人権に配慮することが明文化されており、国と自治体に対し基本方針・実施計画の策定と実態に関する調査の実施を義務付けている。これに基づき、2003年に実施された実態調査では、全国で25,296人のホームレスが確認されたが、2017年1月時点で5,534人となっており、法律施行後は着実に減少に向かっているものの、ホームレス自立支援法は2017年8月6日をもって期限を迎えることとなっている。

一方で、ホームレス対策事業のうち福祉の観点から実施しているものについては、2015年4月に施行された「生活困窮者自立支援法」を法的根拠としているが、生活困窮者自立支援法には、「ホームレス」という文言がないため、ホームレス自立支援法が失効すれば、明確にホームレスを対象とした支援法はなくなり、国や自治体による実態調査等も実施されなくなる恐れがあるなど、ホームレス問題の解決が困難になることが懸念される。

よって、国会及び政府においては、ホームレス自立支援法の施行期限を延長するよう求める。

以上、地方自治法99条の規定により、意見書を提出する。

平成29年(2017年)6月13日

札幌市議会

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣

(提出者) 民進党市民連合、公明党及び日本共産党所属議員全員並びに無所属
坂本きょう子議員及び市民ネットワーク北海道石川佐和子議員